

社会保険さが

2014

NO.770

4

APRIL

〒840-0816

佐賀市駅南本町6-4

佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171

FAX.0952-26-3377

<http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



小城市 小城公園の桜

今月の記事

C O N T E N T S

- 日本年金機構
 - ・年金機構強化法の一部が施行されました 2~3
- 全国健康保険協会 佐賀支部
 - ・平成26年度 生活習慣病予防健診の受付を始めました! 4~5
- 佐賀県社会保険協会
 - ・平成26年度 社会保険事務講習会のごあない 6
- 日本年金機構
 - ・「学生納付特例制度」をご存知ですか? 7
 - ・年金相談窓口開設等のご案内 8
 - ・扶養家族に異動があったときは被扶養者(異動)届の提出が必要です。 8
 - ・各種適用関係届の提出について、日本年金機構 佐賀事務センターへの送付をお願いします。 8

職場内で回覧しましょう

年金機能強化法の一部が施行されました

平成26年4月1日より年金機能強化法の一部が
下記のように施行されました。



健康保険・ 厚生年金保険関係

お問い合わせ先

■日本年金機構 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0952-31-4192
■日本年金機構 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0955-72-5162
■日本年金機構 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0954-23-0122

○産前産後期間中の健康保険料・厚生年金保険料が免除されます。

- ・産前6週間(多胎妊娠の場合は14週)、産後8週間のうち就労しなかった期間の健康保険料・厚生年金保険料について、本人・会社とも免除されます。
- ・免除された期間の将来の年金額は、保険料を納めた期間として計算されます。
- ・平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了する方が対象です。

○産前産後休業を終了したときに標準報酬が改定できます。

- ・産前産後休業終了後に報酬が下がった場合は、産前産後休業終了後の3か月間の報酬をもとに新しい標準報酬月額を決定し、4か月目から保険料が改定されます。
- ・平成26年4月1日以降に産前産後休業が終了する方が対象です。
- ・産前産後休業終了後、引き続き育児休業が開始した場合は該当しません。

国民年金関係

お問い合わせ先

■日本年金機構 佐賀年金事務所国民年金課 TEL0952-31-4194
■日本年金機構 唐津年金事務所国民年金課 TEL0955-72-5163
■日本年金機構 武雄年金事務所国民年金課 TEL0954-23-0123

○国民年金保険料の免除等の手続きにかかる遡及期間が見直されました。

改正前

申請免除・若年者納付猶予については申請月前直近の7月以降の期間が申請できる。
学生納付特例については申請月前直近の4月以降の期間が申請できる。

改正後

過去2年分まで遡って申請することができます。
※年度ごとの申請書の提出が必要です。

○免除期間にかかる保険料納付の取扱いが改善されました。

改正前

法定免除期間については保険料の納付はできません。納付を希望する場合は追納の申出が必要。

遡及して法定免除となった場合、免除該当日後に納付された保険料は還付する。

保険料を前納した後に法定免除に該当・申請免除が承認された場合、保険料の還付はできない。

改正後

申出を行うことにより納付を行うことができます。このことにより、前納・付加年金の納付・国民年金基金の加入ができます。
※保険料未納になると法定免除の復活はできず、未納期間となります。(申請免除・学生納付特例の申請は可能です。)

本人の申出により納付か還付を選択できます。

法定免除については免除該当月以降の期間について、納付か還付を選択できます。
申請免除については申請月以降の期間が還付されます。

○付加保険料の納付期間が延長されました。

改正前

納付期限(翌月末日)以降に納付された場合は還付する。

改正後

国民年金保険料と同様に過去2年分まで納付できます。

○国民年金保険料の2年前納ができます。

- ・口座振替に限定します。
- ・口座振替時期は4月末日とし、お申し込みの期限は毎年2月末日です。

年金給付関係

お問い合わせ先

■ 日本年金機構 佐賀年金事務所お客様相談室 TEL0952-31-4191
 ■ 日本年金機構 唐津年金事務所お客様相談室 TEL0955-72-5161
 ■ 日本年金機構 武雄年金事務所お客様相談室 TEL0954-23-0121

○遺族基礎年金の支給要件にかかる男女差が解消されました。

改正前	改正後
国民年金に加入していた夫が亡くなった場合、子(18歳到達の年度末、障害等級1級・2級に該当する場合は20歳到達の前月)のある妻または子に遺族基礎年金を支給する。	国民年金に加入していた妻が亡くなった場合にも、子(18歳到達の年度末、障害等級1級・2級に該当する場合は20歳到達の前月)のある夫にも遺族基礎年金が支給されます。

※平成26年4月1日以降の死亡が対象です。

○死亡一時金の支給要件が見直されました。

改正前	改正後
死亡した方の妻または子が遺族基礎年金の受給権を有しない場合に、死亡した方の遺族に支給する。	死亡した方の配偶者または子が遺族基礎年金の受給権を有しない場合に、死亡した方の遺族に支給されます。

※平成26年4月1日以降の死亡が対象です。

○配偶者の遺族基礎年金と遺族厚生年金、子の遺族基礎年金と遺族厚生年金の支給調整内容が変更されました。

改正前	改正後
妻と子の遺族基礎年金の優先順位は妻が優先し、子に対しては支給停止される。遺族厚生年金の優先順位は子が夫に優先する。	夫の遺族基礎年金について妻と同様の優先順位となります。遺族厚生年金の夫と子の支給調整規定が廃止されました。
夫にかかる遺族厚生年金については60歳までの間支給停止される。	夫が遺族基礎年金の受給権を有する場合は55歳から60歳の間、支給停止は行いません。

※平成26年4月1日以降の死亡が対象です。

○未支給年金を請求できる方の範囲が拡大されました。

改正前	改正後
死亡した受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹であって、その方の死亡の当時その方と生計を同じくしていた方。	死亡した受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの方以外の3親等内の親族であって、その方の死亡の当時その方と生計を同じくしていた方。

※平成26年4月1日以降の死亡が対象です。

新たに請求範囲に該当する方

1親等	子の配偶者、配偶者の父母
2親等	孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の祖父母
3親等	曾孫、曾祖父母、曾孫の配偶者、甥・姪、おじ・おば、甥・姪の配偶者、おじ・おばの配偶者、配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ・おば等

○老齢年金の支給繰下げにかかる支給開始時期が改善されました。

改正前	改正後
70歳まで繰下げることができですが、繰下げ申出のあった翌月分から増額されるため、70歳に達した後繰下げ申出が遅れた場合、その間の年金が支給されない。	繰下げ申出が遅れた場合であっても70歳到達時点で繰下げ申出があったとみなして、70歳まで遡って増額した年金が支給されます。※5年以上遡及する場合は5年を超えた分の支給はできません。

※平成26年4月1日以前に70歳を経過して繰下げ請求がない場合は、平成26年4月1日に請求があったとみなされます。

○国民年金任意加入期間中の未納期間が合算対象期間に算入されます。

改正前	改正後
国民年金の任意加入期間(昭和61年3月までのサラリーマンの妻(夫)、昭和61年4月以降の海外在住者、平成3年3月までの学生)であって、国民年金の加入があり未納の場合は、合算対象期間(いわゆるカラ期間、受給資格期間として算入できるが年金額には反映されない期間)としては扱うことができない。	左記の期間が合算対象期間に算入されます。

○特別支給の老齢厚生年金の障害者特例の支給開始時期が改善されました。

改正前	改正後
65歳前の老齢厚生年金について、定額部分の受給開始年齢は年齢・性別に応じて61歳～65歳から支給することになっていますが、障害等級が1級～3級に該当する方は請求することにより、請求のあった翌月から支給する。	障害年金を受給できる状態であることが確認できれば、遡って定額部分が支給されます。

※平成26年4月1日において障害者特例の要件を満たしている方は、平成26年5月分から年金額の改定が行われます。

○障害年金の額改定請求の待機期間が緩和されました。

改正前	改正後
障害年金を受給している方で障害の程度が増進した場合、改定請求が認められなかった場合は、1年を経過しない間は再請求ができない。	明らかに障害の程度が増進したことが確認できれば、1年を待たずに改定請求を行うことができます。

○所在不明の年金受給者の届出が必要になりました。

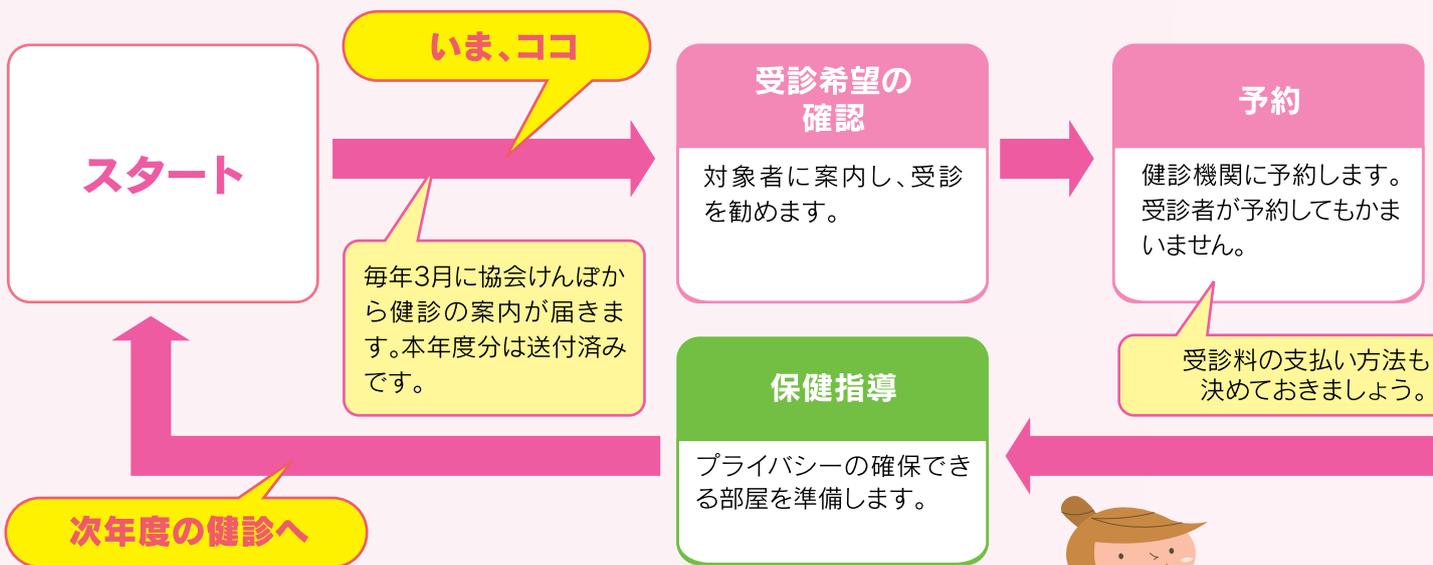
- 年金受給者がその世帯員によって1か月以上所在が確認できないときは、その旨を世帯員が届け出ることが義務化されました。
- 届出後、年金事務所において生存の事実確認を行い、確認ができない場合は年金支給を一時差し止められます。

「平成26年度 生活習慣病予防」

年度内、お一人様一回に限り、協会けんぽが健診費用の一部を補助します。

●生活習慣病予防健診申込後の流れ

生活習慣病予防健診



特定保健指導

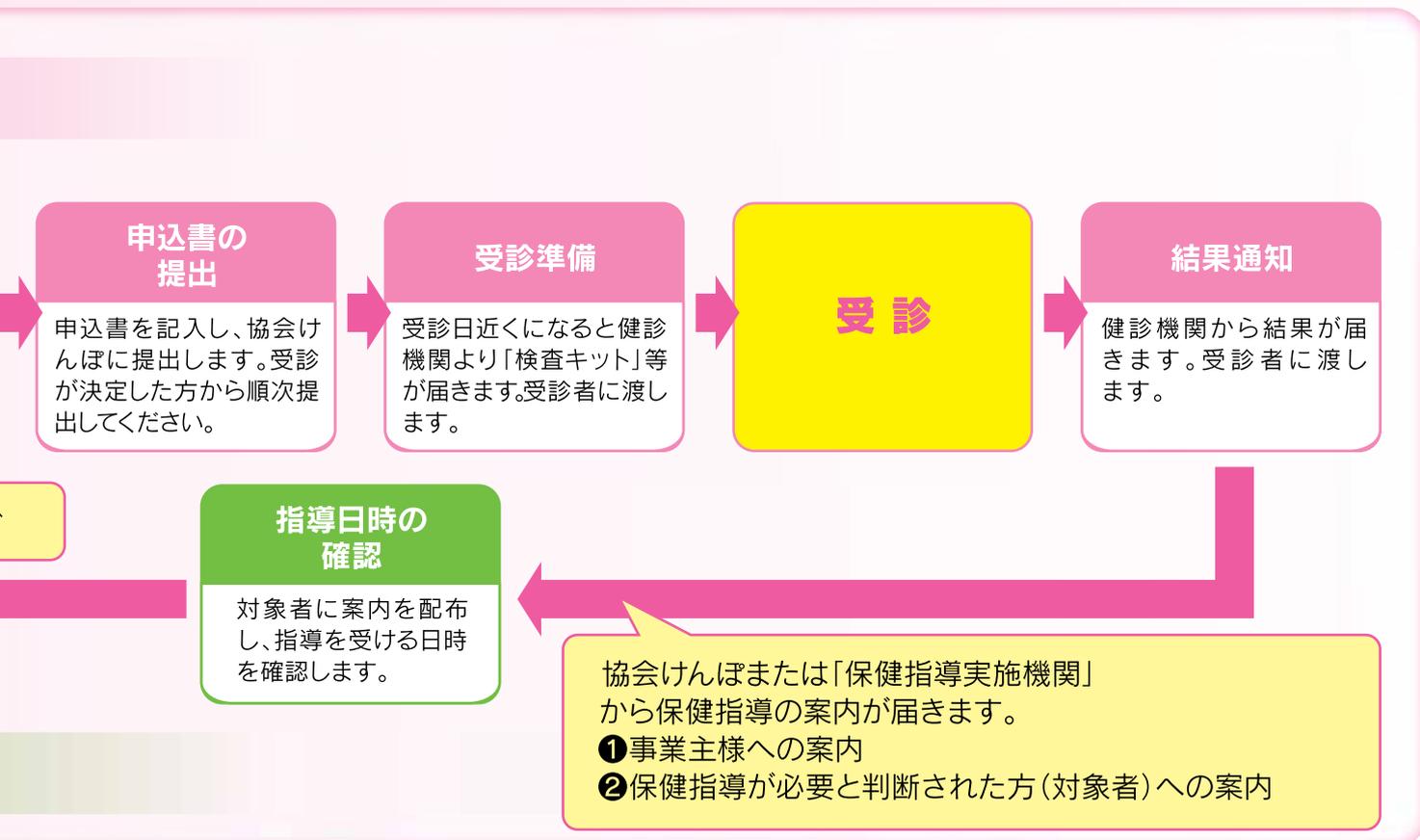


消費税率引上げに伴い、健診費用も改定されます。(平成26年4月1日～)

項目	受診対象年齢	健診費用の上限額(税込)	
		改定前	改定後(H26.4.1～)
一般健診	35～74歳の方	6,843円	7,038円
子宮頸がん健診(単独受診)	20歳～38歳の偶数年齢の女性	630円	875円
付加健診	一般健診を受診する40・50歳の方	4,583円	4,714円
乳がん検診	一般健診を受診する 40～74歳の 偶数年齢の女性	(50歳以上) 1,036円	1,066円
		(40～48歳) 1,610円	1,655円
子宮頸がん検診	一般健診を受診する 36～74歳の偶数年齢の女性	630円	875円
肝炎検査	一般健診と同時受診	595円	612円

健診」の受付をはじめました!

事業主の皆様、お申し込みはお済みですか?今まで生活習慣病予防健診をご利用されていなかった場合は、これを機にぜひご検討ください!



当協会の生活習慣病予防健診を利用されていない事業主様へ

1 労働安全衛生法に基づく事業者健診に比べて、健診項目が充実しています!

生活習慣病予防健診には、事業者健診の項目に加え「尿酸値検査・胃部レントゲン検査・便潜血反応検査」が付いています。

2 健診費用が安く済む可能性大です!

事業者健診

平均8,000円(1人あたり)

上記3つの検査は、通常含まれません。
※含める場合は追加料金がかかります。

生活習慣病予防健診

約7,038円(1人あたり上限額)

上記3つの検査が必須項目として含まれています。

比べてみてください!生活習慣病予防健診は、

- ・事業者健診より1人当たり約1,000円もお得なうえに
 - ・「尿酸値検査・胃部レントゲン検査・便潜血反応検査」が必須項目として含まれています。
- ぜひ、この機会にご検討ください!



平成
26
年度

社会保険事務講習会のごあんない

『新任担当者のための適用実務』

新規適用事務所及び新しく事務担当になられた方を対象に社会保険の適用の基礎をわかりやすく学びます。【初級編】

『健康保険法改正と出産に関する給付』

健康保険法改正の概要と出産手当金、出産育児一時金に関する講習。

地区	平成26年	会場	地区	平成26年	会場
佐賀	4月18日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	唐津	5月13日(火)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
唐津	4月23日(水)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)	鳥栖	5月14日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
武雄	4月24日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	武雄	5月15日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
鳥栖	4月25日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	佐賀	5月23日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
講師●社会保険労務士			講師●全国健康保険協会 佐賀支部職員		

●実施期間 各会場共通: 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀…**50名** 鳥栖・武雄・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者

社会保険事務担当者の方

参加費

会員事業所は無料 (但し、平成25年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会

〈キリトリ線〉



FAXにて
ご参加の方は
下記申込書で

社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号			☎おわかりになる範囲で結構です。
参加希望会場日時	『新任担当者のための適用実務』	『健康保険法改正と出産に関する給付』	
	(佐賀・唐津・武雄・鳥栖) 会場 平成 年 月 日()	(唐津・鳥栖・武雄・佐賀) 会場 平成 年 月 日()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒		TEL:
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

「学生納付特例制度」をご存知ですか？

学生納付特例制度は、所得が無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなることを防止するため、ご本人の申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

POINT 1 ご本人の所得のみで審査

一般の保険料免除(全額免除・一部納付)の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか審査いたしますが、学生納付特例はご本人の所得のみで審査することになります。

そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない学生の方でも、所得がない場合は学生納付特例の対象となります。

ご注意! 学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。

POINT 2 障害・遺族基礎年金を受けることができます

納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族(「子のある配偶者」と「子」)の方は遺族基礎年金を受けることができます。

※障害や死亡といった事故が発生する前々月までの国民年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除又は猶予されていること、若しくは事故の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないことが必要です。

学生納付特例期間の年金はどうなるの？

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います。

		納付	学生納付特例	未納
障害基礎年金 遺族基礎年金	(受給資格期間)	○ 算入されます	○ 算入されます	× 算入されません
老齢基礎年金	受給資格期間	○ 算入されます	○ 算入されます	× 算入されません
	年金額に反映	○ 算入されます	× 算入されません	× 算入されません

○障害基礎年金及び遺族基礎年金を受給するためには一定の受給要件があります。

○学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

○そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。

(ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。)

お問い合わせ先

■日本年金機構 佐賀年金事務所国民年金課 TEL0952-31-4191
■日本年金機構 唐津年金事務所国民年金課 TEL0955-72-5161
■日本年金機構 武雄年金事務所国民年金課 TEL0954-23-0121

平成26年5月 相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 伊万里市役所 (予約)	3
4	5	6	7 多久市役所 (予約) 延長相談 19時まで	8	9 伊万里市役所 (予約)	10 年金事務所 休日相談日 (完全予約)
11	12 延長相談 19時まで	13 基山町役場 (予約)	14 有田町役場 東庁舎 (予約)	15	16 伊万里市役所 (予約)	17
18	19 延長相談 19時まで	20 鹿島市民会館 (予約)	21 多久市役所 (予約)	22	23 伊万里市役所 (予約)	24
25	26 延長相談 19時まで	27 基山町役場 (予約)	28 有田町役場 本庁舎 (予約)	29	30 伊万里市役所 (予約)	31

年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00
年金事務所 休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00

出張相談 完全予約制

出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00～15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00～16:00	
伊万里市役所	9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	10:00～15:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受けております。
※希望される日の前日までにお申しください。

予約申込先
●佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191
●唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161
●武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については完全予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は完全予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。

扶養家族に異動があったときは被扶養者(異動)届の提出が必要です。

- 扶養家族の追加
被扶養者が増えたときは、被扶養者(異動)届により被扶養者の認定を受ければ、健康保険の被扶養者となります。
なお、認定を受けるためには、収入要件や同居要件などの審査があります。
- 被扶養者の削除
被扶養者が就職、離婚、死亡、75歳到達等の理由により、被扶養者から外れる場合は、被扶養者(異動)届により、被扶養者から削除してください。
※扶養削除日について…被扶養者(異動)届の「①被扶養者で亡くなった日」欄について、就職による場合は「就職日」、離婚の場合は「離婚日」、死亡の場合は「死亡日の翌日」、75歳到達の場合は「75歳の誕生日」を記入してください。
- 被扶養者の変更
被扶養者の氏名、性別、生年月日等変更(訂正)の場合は、被扶養者(異動)届により変更できます。お届けの際は変更(訂正)する方の被保険者証を添付してください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL0952-31-4192
- 唐津年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL0955-72-5162
- 武雄年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL0954-23-0122

各種適用関係届の提出について、日本年金機構佐賀事務センターへの送付をお願いします。

資格取得届、資格喪失届、被扶養者(異動)届、賞与支払届、算定基礎届、月額変更届など適用関係の各種届書を提出される場合は、右記の所在地へ直接送付いただきますようお願いいたします。
※年金事務所に提出された場合であっても佐賀事務センターへ回送しますので、回送にかかる期間について処理が遅れます。

〒840-0816
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル 5F
日本年金機構 佐賀事務センター

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。
平成26年4月分保険料の納付期限は平成26年6月2日(月)です。

ご注意ください ※平成26年4月分の社会保険料計算に係る届書は5月8日(木)までに到着するようお届けください。その後到着した場合は平成26年4月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。